

京都市立病院整備運営事業 平成30年度事業報告

【モニタリングについて】

モニタリングとは、業務要求水準書に基づいて適切かつ確実に提供されているかを確認するものであり、病院とSPCがそれぞれ実施している。

具体的には、SPCから提出される報告書の確認やSPCとのヒアリング、病院職員からの意見や現地確認等により、病院として日常的にモニタリングを行うとともに、毎月1回「モニタリング委員会」を開催し、SPCによるセルフモニタリング結果と合わせて業務遂行状況を確認し、事実認定と評価の確定を行っている。

【平成30年度 モニタリング結果】

これまで病院及びSPCが業務遂行過程で発生した様々な課題に向き合い、互いに連携を図りながら解決してきたことから、平成30年度は概ね要求水準を充たす安定した運営が行われたが、下記のとおり一部業務で課題が見られた。

事業名	備考
全体マネジメント業務	個別業務統括業務については概ね要求水準に達しているが、個別業務の品質管理及び要求水準を満たしているか確認することについて課題があった。
医療事務業務	未収金管理業務に係る事務処理に課題があった。